第17部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品				
注 1　［略］ 2　「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。 (a)～(d)　［略］ (e)　第84.01項から第84.79項までの機器及びその部分品（この部の物品用のラジエーターを除く。）、第84.81項又は第84.82項の物品並びに第84.83項の物品（原動機の不可分の一部を構成するものに限る。） (f)～(l)　［略］ 3～5　［略］ ［略］				
［略］				
87.01		トラクター（第87.09項のトラクターを除く。）		
8701.10	000	―一軸トラクター	NO	KG
8701.20		［略］		
8701.30		［略］		
		―その他のもの		
8701.91		――エンジン出力が18キロワット以下のもの		
	010	―――農業用のもの	NO	KG
	090	―――その他のもの	NO	KG
8701.92		――エンジン出力が18キロワットを超え37キロワット以下のもの		
	010	―――農業用のもの	NO	KG
	090	―――その他のもの	NO	KG
8701.93		――エンジン出力が37キロワットを超え75キロワット以下のもの		
		―――農業用のもの		
	011	――――エンジン出力が52キロワット以下のもの	NO	KG
	012	――――エンジン出力が52キロワットを超えるもの	NO	KG
	090	―――その他のもの	NO	KG
8701.94		――エンジン出力が75キロワットを超え130キロワット以下のもの		
	010	―――農業用のもの	NO	KG
	090	―――その他のもの	NO	KG
8701.95		――エンジン出力が130キロワットを超えるもの		
	010	―――農業用のもの	NO	KG
	090	―――その他のもの	NO	KG

第17部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品				
注 1　［同左］ 2　「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。 (a)～(d)　［同左］ (e)　第84.01項から第84.79項までの機器及びその部分品、第84.81項又は第84.82項の物品並びに第84.83項の物品（原動機の不可分の一部を構成するものに限る。） (f)～(l)　［同左］ 3～5　［同左］ ［同左］				
［同左］				
87.01		トラクター（第87.09項のトラクターを除く。）		
8701.10	000	―歩行操縦式トラクター	NO	KG
8701.20		［同左］		
8701.30		［同左］		
8701.90		―その他のもの		
		――農業用のもの		
	011	―――公称馬力が70馬力以上のもの	NO	KG
	019	―――その他のもの	NO	KG
	090	――その他のもの	NO	KG